

議長

ただ今より瀬戸市農業委員会6月定例会を開会いたします。
本日の議題は、配布してあります議案書のとおりでございます。

議長

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。慣例により議長が指名することになっておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、本日の議事録署名委員は、
5番 作石 正太郎(さくいし しょうたろう)委員、
6番 高島 八十三(たかはし やそみ)委員を指名いたします。

(第34号議案)

議長

では、これより議事に入ります。「第34号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、登記地目が「田」、現況地目が「雑種地」の1筆で、面積は318㎡です。転用目的は、分家住宅の建築です。

立地基準は、市街化区域相当の区域から500m以内にある10ha未満の農地で、いわゆる「市街地近傍小集団農地」であるため、第2種農地に該当します。

申請地の周辺の現況は、北が水路、東が工場、南が道路、西が太陽光発電施設です。

排水は、北側水路に向かって排水します。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。

第34号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第34号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第34号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第35号議案)

議長 続きまして、「第35号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記地目が「畑」、現況地目が「雑種地」の1筆で、面積は621㎡です。転用目的は、資材置き場及び駐車場です。

立地基準は、市街地介在農地のため、第3種農地に該当します。

申請地の周辺の現況は、北と東が太陽光発電施設、南が道路、西が畑です。

近隣農地への防除については、既設された鉄板塀があり、近隣農地への支障はありません。

排水は、南側の集水柵から水路に向かって排水します。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。第35号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第35号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第35号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第36号議案)

議長 続きまして、「第36号議案 瀬戸市市民菜園特定農地貸付規定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 本件は特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条により、瀬戸市長から変更承認依頼があったものです。改正点は2点あります。1点目、使用料の納付について記載がなかったため第11条に追加しま

す。2点目、別表1の上之山菜園について171番454の記載がなかったため追加します。

変更後の瀬戸市市民菜園特定農地貸付規程については、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条に定める特定農地貸付けの要件を満たしており、かつ、同法第3条に定める事項についても記載されていることから、承認できるものと考えます。なお、本件については6月5日に開催された瀬戸市市民菜園管理組合総会にて議案上程され、承認を得ています。

第36号議案については以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第36号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第36号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(報告事項)

議長 続きまして報告事項に移ります。一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第18号、19号 農地法第4条第1項第7号の届出については1件、農地法第5条第1項第6号の届出については7件ありました。面積等は記載のとおりです。

報告第20号 生産緑地の斡旋については1件ありました。本件は、所有者から買い取り申し出があり、市等において買い取りをしないことになったため、生産緑地法第13条に「生産緑地において農林漁業に従事することを希望する者がこれを取得できるように斡旋することに努めなければならない。」とされていることから、都市計画課より情報提供があったもので、斡旋の希望があれば、7月4日の金曜日までに事務局にお知らせください。

報告事項につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。報告事項について、ご質疑等はありませんか。

(質疑なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 報告事項は以上です。続きまして「農業委員会への要請について」に移ります。事務局から説明をお願いします。

事務局 「産業廃棄物処理施設建設計画に対する議論の要請について」というタイトルの資料をご覧ください。

こちらは「産廃建設反対の市民の会」から提出された要請書です。別紙で

2枚の資料がありますが、こちらも要請書と同時に農業委員会宛てに提出されたものです。

この要請書が求めているものは「産廃施設に対する農業委員会での議論と農業者や住民の意見を反映した見解や対応」です。この内容を議論する前に農業委員会の事務を確認したいと思います。本日配布しました「農業委員会業務必携」のP.18をご覧ください。ここに記載のあるとおり、大きく4つの事務が農業委員会の事務となっています。今回の要請書について、この事務に当てはめると、農地転用の対象ではないため、最後の「農業者の代表として地域の課題解決への取り組み」となります。詳細がP.92の第5章に記載してありますのでご覧ください。初めの文書を読ませていただきます。

(該当箇所朗読)

今一読しました「農業者が抱える課題や要望などの声の集約」という箇所が今回の要請書に対する農業委員会としての役割となります。市長に意見を提出すべきか否かの判断を踏まえ、この要請書への農業委員会としての対応について皆様のご意見を頂戴したいと思います。

議長

只今の事務局の説明の補足をいたします。本日産業廃棄物の担当部署の環境課にオブザーバ参加していただいています。環境課はあくまでオブザーバなので、大まかな事業内容は説明できますが、事業の詳細はお答えできません。

また、排水に農業の影響はないのか、安全なのか、飲み水は大丈夫か、など市民や農業者の方々が、事業者の説明を求めるような内容もお答えできませんので、市としての姿勢はどうするのか、など政策的判断のあることもお答えできません。

以上のことを踏まえた上で、委員の皆様のご意見を頂戴したいと思います。なお、本件は農業委員と推進委員の垣根なくご意見を頂戴したいと思います。

藤井委員

一部の地域を除いて瀬戸市一帯が下流域として取水していくので、農業用水への影響を考えれば農業委員会として市長に要望をすればよいと思いま

す。

(その他多数の意見があり、活発な議論がなされた)

議長

皆様、様々なご意見ありがとうございました。

本件は、本市の農業施策においても重要な内容であることからこの場限りで議論することは難しいため、一度「検討会」を立ち上げて、検討会で議論した後、改めて本会にて採決を諮ることとしたいと思います。農業委員の皆様いかがでしょうか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本件は検討会を立ち上げて、検討会で議論した後、改めて本会にて採決を諮ることとします。検討会の日時やメンバーについては事務局で調整いただきたいと思います。

事務局

承知しました。メンバー等に関しましては、後日お電話等で調整させていただきます。日程に関しましては、できるだけ早く調整しますが、次回の農業委員会に間に合わない場合は、要請がありました団体にも進捗状況を伝えながら進めてまいりたいと思います。

議長

本日付議されました案件は全て議了いたしました。

これにて、瀬戸市農業委員会6月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。